

区民委員会議案説明資料

令和2年3月12日

件名	頁
1 第14号議案 足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例	2
2 第15号議案 足立区文化芸術劇場条例の一部を改正する条例	5
3 第16号議案 足立区住区センター条例の一部を改正する条例	8
4 第17号議案 足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例	12
5 第57号議案 足立区文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例	15

(地域のちから推進部)

第14号議案説明資料

令和2年3月12日

件名	足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例
所管部課名	地域のちから推進部 住区推進課
内容	<p>下記のとおり、足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例を制定する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 制定理由</p> <p>(1) 区長の附属機関として、学識経験者の外部委員を含めた足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会を設置するため、これに関する条例を制定する。</p> <p>(2) 学童保育室については、令和3年策定の「新・足立区放課後子ども総合プラン」において、待機児童が多く整備が必要な地域には、民設誘致も含めて設置することとしている。</p> <p>これまで、民設学童保育室の開設に係る補助金交付は庁内委員による内部審査を行ってきたが、今後は数多くの事業者を外部委員も含めてプロポーザル方式により選定し、適正かつ効率的に処理していく必要がある。</p> <p>2 制定内容（詳細は、別紙1・条例案のとおり）</p> <p>(1) 足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会に関して</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 所掌事項 補助金の交付に関する事項についての調査、審議</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 組織 区長が委嘱または任命する委員6名以内</p> <p>※その他、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>3 施行年月日 令和2年4月1日</p>
今後の方針	<p>プロポーザルに多くの事業者が参加できるよう、募集情報の周知を早めにかつ、わかりやすく行っていく。</p>

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例（案）

（設置）

第1条 足立区における民設学童保育室の開設に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について、適正かつ効率的に処理するため、区長の附属機関として、足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この条例において「民設学童保育室」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第2項の規定により国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う施設をいう。

（所掌事項）

第3条 審査会は、区長の諮問に応じ、補助金の交付に関する事項について調査又は審議する。

（組織）

第4条 審査会は、前条に掲げる事項に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員6名以内をもって組織する。

（任期）

第5条 委員の任期は、区長が委嘱又は任命した日から調査又は審議が終了する日までとする。ただし、その期間は、1年を超えないものとする。

（会長）

第6条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

（委員の守秘義務）

第7条 審査会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（会議の非公開）

第8条 審査会の会議は、審査会が調査又は審議に支障がないと認めた場合を除き、公開しない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会	日額 8,000円
------------------------	-----------

第 1 5 号議案説明資料

令和 2 年 3 月 1 2 日

件 名	足立区文化芸術劇場条例の一部を改正する条例について
所管部課名	地域のちから推進部 地域文化課
内 容	<p>下記のとおり、足立区文化芸術劇場条例の一部を改正する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正理由 文化芸術劇場の文化芸術としてより専門性を的確に評価していくため、足立区文化芸術劇場運営評価委員会を設置する必要がある、条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容（詳細は、別紙 2・新旧対照表のとおり） 足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会への諮問する規定を改め、区長の附属機関として足立区文化芸術劇場運営評価委員会を設置する規定に改正する。</p> <p>3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>
今後の方針	本議案議決後、区ホームページ等で周知を行う。

改正前	改正後
<p>○足立区文化芸術劇場条例 平成15年12月17日条例第57号</p> <p>第1条～第22条 (省略)</p> <p><u>(指定管理者評価委員会への諮問)</u> 第23条 <u>指定管理者の管理運営について適切な評価を行うため、足立区地域学習センター条例(平成13年足立区条例第34号)第22条に規定する足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会に諮問することができる。</u></p> <p><u>(委任)</u> 第24条 <u>この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>○足立区文化芸術劇場条例 平成15年12月17日条例第57号</p> <p>第1条～第22条 (現行のとおり)</p> <p><u>(評価委員会の設置)</u> 第23条 <u>芸術劇場の施設運営を円滑に推進するため、区長の附属機関として足立区文化芸術劇場運営評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。</u></p> <p><u>2 評価委員会は、区民及び学識経験者のうちから区長が委嘱する委員10人以内をもって組織するものとする。</u></p> <p><u>3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>4 前2項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>(所掌事務)</u> 第24条 <u>評価委員会は、施設運営及び事業内容に関する重要事項について、区長の諮問に応じ、調査及び審議を行うものとする。</u></p> <p><u>2 評価委員会は、施設運営及び事業内容に関する評価について調査し、審議し、及び区長に意見を述べるることができる。</u></p> <p><u>3 評価委員会は、必要に応じて、関係機関、事業者その他委員以外の者に対し、評価委員会の会議への出席を求め、必要な資料を提出させ、意見又は説明その他の協力を求めることができる。</u></p> <p><u>(委員の守秘義務)</u> 第25条 <u>評価委員会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り</u></p>

改正前	改正後		
<p>別表（第9条関係）（省略）</p>	<p><u>得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p> <p><u>（委任）</u></p> <p>第26条 <u>この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>付 則（令和 年 月 日条例第 号）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u> <u>（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）</u></p> <p><u>2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。</u> <u>別表区長の部に次のように加える。</u></p> <table border="1" data-bbox="1137 847 2101 930"> <tr> <td data-bbox="1137 847 1666 930">足立区文化芸術劇場運営評価委員会</td> <td data-bbox="1666 847 2101 930">日額 2万1,000円</td> </tr> </table> <p>別表（第9条関係）（現行のとおり）</p>	足立区文化芸術劇場運営評価委員会	日額 2万1,000円
足立区文化芸術劇場運営評価委員会	日額 2万1,000円		

第 16 号議案説明資料

令和 2 年 3 月 12 日

件 名	足立区住区センター条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部 住区推進課
内 容	<p>下記のとおり、足立区住区センター条例の一部を改正する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正理由 学校内等に設置している学童保育室（住区センター分室）20か所について、これまで本条例に位置が設定されていなかったことから、位置を設定するため条例改正を行う。その他、位置の規定整備を行う。</p> <p>2 改正内容（詳細は、別紙3・新旧対照表のとおり） 学童保育室（住区センター分室）20か所について、本館である当該住区センターの位置に加え、分室の位置を併記する。</p> <p>3 施行年月日 公布日</p>
今後の方針	

足立区住区センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前		改正後	
○足立区住区センター条例 平成2年3月30日条例第8号		○足立区住区センター条例 平成2年3月30日条例第8号	
第1条～第14条 (省略)		第1条～第14条 (現行のとおり)	
別表第1 (第3条関係)		別表第1 (第3条関係)	
名称	位置	名称	位置
足立区梅島住区センター	足立区梅島二丁目14番5号	足立区梅島住区センター	足立区梅島二丁目14番5号
(省略)		(省略)	
足立区青井住区センター	足立区青井五丁目11番4—101号	足立区青井住区センター	足立区青井五丁目11番 40 —101号
足立区中央本町住区センター	足立区中央本町三丁目15番1号	足立区中央本町住区センター	足立区中央本町三丁目15番1号 足立区中央本町二丁目5番1号
(省略)		(省略)	
足立区竹の塚六月住区センタ ー	足立区六月二丁目26番3—101号	足立区竹の塚六月住区センタ ー	足立区六月二丁目26番3—101号 足立区竹の塚一丁目8番1号
(省略)		(省略)	
足立区五反野コミュニティセ ンター	足立区西綾瀬二丁目1番13号	足立区五反野コミュニティセ ンター	足立区西綾瀬二丁目1番13号 足立区西綾瀬四丁目7番27号
(省略)		(省略)	
足立区東和住区センター	足立区東和三丁目12番9号	足立区東和住区センター	足立区東和三丁目12番9号 足立区東和三丁目20番22号
(省略)		(省略)	
足立区弘道住区センター	足立区弘道二丁目16番1—101号	足立区弘道住区センター	足立区弘道二丁目16番1—101号 足立区弘道一丁目20番8号
(省略)		(省略)	
足立区伊興住区センター	足立区伊興五丁目22番13号	足立区伊興住区センター	足立区伊興五丁目22番13号 足立区伊興四丁目6番7号

改正前		改正後	
足立区舎人住区センター	足立区舎人一丁目3番26号	足立区舎人住区センター	足立区舎人一丁目3番26号 足立区舎人一丁目25番32号
(省略)		(省略)	
足立区保塚住区センター	足立区保塚町7番16号	足立区保塚住区センター	足立区保塚町7番16号 足立区六町三丁目3番11号
足立区綾瀬住区センター	足立区綾瀬三丁目17番9号	足立区綾瀬住区センター	足立区綾瀬三丁目17番9号 足立区東綾瀬一丁目5番3号
(省略)		(省略)	
足立区梅田住区センター	足立区梅田六丁目26番1号	足立区梅田住区センター	足立区梅田六丁目26番1号 足立区梅田七丁目13番1号
(省略)		(省略)	
足立区入谷住区センター	足立区舎人六丁目12番4—101号	足立区入谷住区センター	足立区舎人六丁目12番4—101号 足立区入谷三丁目8番1号
足立区大谷田住区センター	足立区大谷田一丁目1番2—101号	足立区大谷田住区センター	足立区大谷田一丁目1番2—101号 足立区大谷田二丁目1番10号
(省略)		(省略)	
足立区平野住区センター	足立区平野二丁目2番14号	足立区平野住区センター	足立区平野二丁目2番14号 足立区平野三丁目6番3号
(省略)		(省略)	
足立区東綾瀬住区センター	足立区東綾瀬一丁目28番7号	足立区東綾瀬住区センター	足立区東綾瀬一丁目28番7号 足立区東和一丁目17番12号
足立区千住あずま住区センタ ー	足立区千住東二丁目21番18号	足立区千住あずま住区センタ ー	足立区千住東二丁目21番18号 足立区千住旭町10番31号
足立区神明住区センター	足立区神明南二丁目6番19号	足立区神明住区センター	足立区神明南二丁目6番19号 足立区谷中五丁目12番1号
足立区千住河原町住区センタ ー	足立区千住河原町5番12号	足立区千住河原町住区センタ ー	足立区千住河原町5番12号 足立区千住桜木一丁目8番15号
足立区西伊興住区センター	足立区西伊興一丁目12番12号	足立区西伊興住区センター	足立区西伊興一丁目12番12号

改正前		改正後	
(省略)		(省略)	<u>足立区伊興二丁目6番1号</u>
足立区西新井栄町住区センター	足立区西新井栄町三丁目1番6—101号	足立区西新井栄町住区センター	足立区西新井栄町三丁目1番6—101号
足立区千住柳町住区センター	足立区千住柳町12番5号	足立区千住柳町住区センター	足立区千住柳町12番5号
足立区桜花住区センター	足立区花畑六丁目4番16号	足立区桜花住区センター	足立区花畑六丁目4番16号
	足立区花畑八丁目2番6号		足立区花畑八丁目2番6号
		<p><u>付 則 (令和2年 月 日条例第 号)</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	

第 17 号議案説明資料

令和 2 年 3 月 12 日

<p>件 名</p>	<p>足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>
<p>所管部課名</p>	<p>地域のちから推進部 住区推進課</p>
<p>内 容</p>	<p>下記のとおり、足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正理由</p> <p>(1) 学童保育室の放課後児童支援員について、認定資格研修の修了予定者を放課後児童支援員とみなすことができる経過措置の期間を延長する必要があるため、条例の一部を改正する。</p> <p>(2) 現行は、経過措置として、平成 32 年（令和 2 年）3 月 31 日までに認定資格研修を修了予定であれば、放課後児童支援員とみなすことが可能である。また、厚労省令第 61 号では、各自治体の責任と判断でこの経過措置期間の延長を可能としている。</p> <p>(3) 当区においては、急な退職などにより、採用を行っても一時的に放課後児童支援員の数が条例基準を満たさない学童保育室が発生する状況を想定し、経過措置期間を延長するものである。</p> <p>2 改正内容（詳細は、別紙 4・新旧対照表のとおり） 付則で定めた平成 32 年（令和 2 年）3 月 31 日までの経過措置期間を、1 年延長し、令和 3 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>[参考]</p> <p>(1) 条例第 10 条第 2 項における配置基準 学童保育室において、放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする。ただし、その 1 人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について補助する者をいう。）をもってこれを代えることができるとしている。</p> <p>(2) 住区センター学童保育室（76 か所）職員の有資格数 ※令和元年 11 月現在 327 人中 303 人 1 学童保育室平均 4.3 人中 3.9 人</p>

	3 施行年月日 令和2年4月1日
今後の方針	引き続き、放課後児童支援員の資格取得を推奨し、配置基準に基づく配置を維持していく。

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例 平成26年10月27日条例第60号</p> <p>第1条～第21条 (省略)</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>第2条 この条例の施行の日から<u>平成32年3月31日</u>までの間、第10条第3項の 規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了 したもの (<u>平成32年3月31日</u>までに修了することを予定している者を 含む。)」とする。</p>	<p>○足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例 平成26年10月27日条例第60号</p> <p>第1条～第21条 (現行のとおり)</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 (現行のとおり)</p> <p>第2条 この条例の施行の日から<u>令和3年3月31日</u>までの間、第10条第3項の 規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了し たもの (<u>令和3年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含 む。)」とする。</p> <p><u>付 則 (令和2年 月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>

第57号議案説明資料

令和2年3月12日

件名	足立区文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部 地域文化課
内 容	<p>平成29年6月23日に、文化芸術振興基本法が文化芸術基本法に改正された。上記の改正に伴い、文化芸術振興基本法に基づいて規定している足立区文化芸術振興基本条例について、規定を整備する必要があるため下記のとおり条例の一部を改正する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 文化芸術基本法改正の趣旨 (1) 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと。 (2) 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の承継、発展及び創造に活用すること。</p> <p>2 条例の改正理由 文化芸術基本法の改正に基づき、足立区文化芸術振興基本条例においても法律改正の趣旨を踏まえた規定に変更する必要があるため、条例の一部改正を行う。</p> <p>3 条例の改正内容（詳細は、別紙5・新旧対照表のとおり） これまでの文化芸術活動の振興に関する規定を、文化芸術活動の振興にとどまらず、より広く文化芸術に関連する施策を推進することを目的とし、下記の項目を改正する。</p> <p>(1) 条例名等 条例名を「足立区文化芸術基本条例」に改めるとともに、目的の規定を文化芸術関連施策の推進を図る内容に改正する。併せて基本理念、区の責務、計画の策定及び財政上の措置の各規定について整理を行う。</p> <p>(2) 役割等 区民及び団体の役割の規定については、目的の改正に合わせて、自主的な活動を前提とした、文化芸術の振興における役割に改正する。併せて顕彰の規定について整理を行う。 また、学校及び民間団体・事業者等の役割については、目的の改正に合わせて、文化芸術関連施策の推進における役割に改正する。</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	本議案議決後、区ホームページ等で周知を行う。

改正前	改正後
<p>○<u>足立区文化芸術振興基本条例</u></p> <p>平成17年6月20日条例第35号</p> <p>私たちの暮らす足立区は、日光道中の初宿として江戸時代に栄えた千住を中心に生活文化が形成され、発展してきた下町の人情と田園風景を残すまちである。戦後、都市化が進む中であっても、地域の人々が集う祭りや行事は、移り住んだ人々を共に生きる隣人として迎え、人と人をつなぐあたたかさを生み出してきた。</p> <p>21世紀に入り、社会の仕組みの再構築が進み、価値観が急激に変化する時代になっている。多様性と創造性を有する文化芸術活動は、区民一人ひとりが自分らしく生き、まちが活力を持続していくために、より重要な役割を果たす。また、人々に楽しさ、感動、精神的な安らぎなどを与え、豊かな人間性を育てる力をも有する文化芸術活動は、まちに潤いを、人々の心に連帯感をもたらす。このため、誰もが文化芸術活動に主体的に関わることを権利として尊重することが、重要である。</p> <p>足立区においては、先人達がつくり、守り、伝えてきた地域の伝統的な文化芸術を礎にした足立らしさと、新たな価値を生み出す文化芸術の創造の場とが融合し、人々が交流することを通して、誰もが文化芸術を享受し、生活に豊かさを感じることでできるまちが実現されつつある。</p> <p>ここに、私たちは、文化芸術が有する力をあらためて認識するとともに、区民、団体、企業及び足立区が協働・協創のネットワークを形成し、個性豊かな魅力あふれる文化芸術活動を育み、将来にわたって創造し続ける地域社会を実現するため、この条例を制定する。</p>	<p>○<u>足立区文化芸術基本条例</u></p> <p>平成17年6月20日条例第35号</p> <p>私たちの暮らす足立区は、日光道中の初宿として江戸時代に栄えた千住を中心に生活文化が形成され、発展してきた下町の人情と田園風景を残すまちである。戦後、都市化が進む中であっても、地域の人々が集う祭りや行事は、移り住んだ人々を共に生きる隣人として迎え、人と人をつなぐあたたかさを生み出してきた。</p> <p>21世紀に入り、社会の仕組みの再構築が進み、価値観が急激に変化する時代になっている。多様性と創造性を有する文化芸術活動は、区民一人ひとりが自分らしく生き、まちが活力を持続していくために、より重要な役割を果たす。また、人々に楽しさ、感動、精神的な安らぎなどを与え、豊かな人間性を育てる力をも有する文化芸術活動は、まちに潤いを、人々の心に連帯感をもたらす。このため、誰もが文化芸術活動に主体的に関わることを権利として尊重することが、重要である。</p> <p>足立区においては、先人達がつくり、守り、伝えてきた地域の伝統的な文化芸術を礎にした足立らしさと、新たな価値を生み出す文化芸術の創造の場とが融合し、人々が交流することを通して、誰もが文化芸術を享受し、生活に豊かさを感じることでできるまちが実現されつつある。</p> <p>ここに、私たちは、文化芸術が有する力をあらためて認識するとともに、区民、団体、企業及び足立区が協働・協創のネットワークを形成し、個性豊かな魅力あふれる文化芸術活動を育み、将来にわたって創造し続ける地域社会を実現するため、この条例を制定する。</p>

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>文化芸術振興基本法</u>（平成13年法律第148号）第4条の規定に基づき、<u>文化芸術活動の振興に関する基本理念</u>並びに足立区（以下「区」という。）の責務並びに区民、団体、学校及び<u>企業等</u>（以下「区民等」という。）の役割を明らかにするとともに、<u>文化芸術活動の振興に関する施策</u>（以下「<u>文化芸術振興施策</u>」という。）の基本的な事項を定め、<u>もって文化芸術の潤いのある心豊かな区民生活の実現と活力ある地域社会の形成に資することを</u>を目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 <u>文化芸術活動の振興</u>に当たっては、区民一人ひとりが文化芸術活動の担い手であることを踏まえ、文化芸術活動を行う区民等の自主性及び創造性が尊重されなければならない。</p> <p>2 <u>文化芸術活動の振興</u>に当たっては、文化芸術の鑑賞又は創造を通して区民の誰もが文化芸術を享受することのできる権利の実現が図られなければならない。</p> <p>3 <u>文化芸術活動の振興</u>に当たっては、表現の自由が保障され、多様な文化芸術活動の保護及び発展が図られなければならない。</p> <p>4 <u>文化芸術活動の振興</u>に当たっては、地域における文化芸術は区民の共有財産であり、地域に対する愛着と連帯感を育むものとして尊重され、将来に引き継がれなければならない。</p> <p>5 <u>文化芸術活動の振興</u>に当たっては、区民等と区の協働・協創により文化芸術の発展が図られなければならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>文化芸術基本法</u>（平成13年法律第148号）第4条の規定に基づき、<u>文化芸術に関する施策</u>（以下「<u>文化芸術関連施策</u>」という。）の<u>基本理念</u>並びに足立区（以下「区」という。）の責務並びに区民、団体、学校及び<u>民間団体・事業者等</u>（以下「区民等」という。）の役割を明らかにするとともに、<u>文化芸術関連施策</u>の基本的な事項を定めることにより、<u>文化芸術に関する活動</u>（以下「<u>文化芸術活動</u>」という。）を行うものの自主的な活動の促進を旨として、<u>文化芸術関連施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな区民生活及び活力ある持続可能な地域社会の実現に寄与することを</u>を目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 <u>文化芸術関連施策の推進</u>に当たっては、区民一人ひとりが文化芸術活動の担い手であることを踏まえ、文化芸術活動を行う区民等の自主性及び創造性が尊重されなければならない。</p> <p>2 <u>文化芸術関連施策の推進</u>に当たっては、文化芸術の鑑賞又は創造を通して区民の誰もが文化芸術を享受することのできる権利の実現が図られなければならない。</p> <p>3 <u>文化芸術関連施策の推進</u>に当たっては、表現の自由が保障され、多様な文化芸術活動の保護及び発展が図られなければならない。</p> <p>4 <u>文化芸術関連施策の推進</u>に当たっては、地域における文化芸術は区民の共有財産であり、地域に対する愛着と連帯感を育むものとして尊重され、将来に引き継がれなければならない。</p> <p>5 <u>文化芸術関連施策の推進</u>に当たっては、区民等と区の協働・協創により文化芸術の発展が図られなければならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定</p>
<p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定</p>	<p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定</p>

改正前	改正後
<p>めるところによる。</p> <p>(1) 区民 区内に在住、在勤又は在学する者及び区内で文化芸術活動を行う者をいう。</p> <p>(2) 団体 区内で文化芸術活動を行う団体又は文化芸術活動に関わる団体及びそれらの連合体をいう。</p> <p>(3) 企業等 区内に事業所又は事務所を有する法人及び前号に規定する団体以外の団体をいう。</p> <p>(区の責務)</p>	<p>めるところによる。</p> <p>(1) 区民 区内に在住、在勤又は在学する者及び区内で文化芸術活動を行う者をいう。</p> <p>(2) 団体 区内で文化芸術活動を行う団体又は文化芸術活動に関わる団体及びそれらの連合体をいう。</p> <p>(3) 民間団体・事業者等 区内に事業所又は事務所を有する法人及び前号に規定する団体以外の団体をいう。</p> <p>(区の責務)</p>
<p>第4条 区は、第2条に規定する基本理念にのっとり、文化芸術振興施策を総合的かつ効果的に推進する責務を有する。</p> <p>2 区は、将来にわたって区民等が文化芸術を創造し、享受することができるよう、文化芸術活動への参加及び文化芸術作品に触れる機会の拡充を図り、文化芸術活動の推進に関わる環境を整備するとともに、区民等の関心及び理解を深めるよう努めなければならない。</p> <p>3 区は、文化芸術振興施策の策定及び推進に当たっては、広く区民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 区は、区が行う施策に文化芸術振興の視点を取り入れるよう努めるものとする。</p> <p>5 区は、文化芸術振興施策の推進に当たっては、区民等が行う文化芸術活動が円滑に行われるよう留意するとともに、区民等の協力を求め、又は区民等が保有する人材、情報その他の資源を活かすよう努めるものとする。</p> <p>(区民の役割)</p>	<p>第4条 区は、第2条に規定する基本理念にのっとり、文化芸術関連施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。</p> <p>2 区は、将来にわたって区民等が文化芸術を創造し、享受することができるよう、文化芸術活動への参加及び文化芸術に触れる機会の拡充を図り、文化芸術活動の推進に関わる環境を整備するとともに、区民等の関心及び理解を深めるよう努めるものとする。</p> <p>3 区は、文化芸術関連施策の策定及び推進に当たっては、広く区民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 区は、区が行う施策に文化芸術の視点を取り入れるよう努めるものとする。</p> <p>5 区は、文化芸術関連施策の推進に当たっては、区民等が行う文化芸術活動が円滑に行われるよう留意するとともに、区民等の協力を求め、区民等が保有する人材、情報その他の資源を活かすよう努めるものとする。</p> <p>(区民の役割)</p>
<p>第5条 区民は、第2条に規定する基本理念を踏まえ、自らが文化芸術活動の継承及び創造の担い手であることを理解し、文化芸術への関心を深めることによって、文化芸術活動の振興に積極的な役割を果たすものとする。</p> <p>(団体の役割)</p>	<p>第5条 区民は、第2条に規定する基本理念を踏まえ、文化芸術活動を行う中で、人や地域との交流を深めるとともに、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。</p> <p>(団体の役割)</p>

改正前	改正後
<p>第6条 団体は、自主性と創造性を活かして文化芸術活動を推進するとともに、人材その他の資源を活用し、区民等の文化芸術活動の支援に努めることによって、<u>文化芸術活動</u>の振興に積極的な役割を果たすものとする。</p> <p>(学校の役割)</p>	<p>第6条 団体は、自主性と創造性を活かして文化芸術活動を推進するとともに、人材その他の資源を活用し、区民等の文化芸術活動の支援に努めることによって、<u>文化芸術</u>の振興に積極的な役割を果たすものとする。</p> <p>(学校の役割)</p>
<p>第7条 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)は、在学する児童、生徒、学生が<u>文化芸術活動を体験し、文化芸術作品に触れる</u>機会の充実に努めるとともに、人材その他の資源を活用し、<u>文化芸術活動の振興を担う人材の育成、区民等の文化芸術活動への支援に努めることによって、文化芸術活動の振興</u>に積極的な役割を果たすものとする。</p> <p>(企業等の役割)</p>	<p>第7条 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)は、在学する児童、生徒、学生が<u>文化芸術作品に触れ、文化芸術活動を体験する</u>機会の充実に努めるとともに、人材その他の資源を<u>活用することによって、文化芸術関連施策の推進</u>に積極的な役割を果たすものとする。</p> <p>(民間団体・事業者等の役割)</p>
<p>第8条 <u>企業等</u>は、地域社会を構成する一員として、積極的に文化芸術活動を推進するとともに、文化芸術活動を行う区民等との協働・協創に努めることによって、<u>文化芸術活動の振興</u>に積極的な役割を果たすものとする。</p> <p>(基本計画の策定)</p>	<p>第8条 <u>民間団体・事業者等</u>は、地域社会を構成する一員として、積極的に文化芸術活動を推進するとともに、文化芸術活動を行う区民等との協働・協創に努めることによって、<u>文化芸術関連施策の推進</u>に積極的な役割を果たすものとする。</p> <p>(推進計画の策定)</p>
<p>第9条 区は、<u>文化芸術振興施策</u>を総合的かつ計画的に推進するための<u>基本的な計画</u>(以下「<u>基本計画</u>」という。)を策定するものとする。</p> <p>2 <u>基本計画</u>は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) <u>文化芸術振興施策</u>の目標</p> <p>(2) 前号の目標を実現するための事業</p> <p>(3) 前号の事業の評価方法</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>文化芸術振興施策</u>に関わる重要事項(施設の活用)</p>	<p>第9条 区は、<u>文化芸術関連施策</u>を総合的かつ計画的に推進するための<u>計画</u>(以下「<u>推進計画</u>」という。)を策定するものとする。</p> <p>2 <u>推進計画</u>は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) <u>文化芸術関連施策</u>の目標</p> <p>(2) 前号の目標を実現するための事業</p> <p>(3) 前号の事業の評価方法</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>文化芸術関連施策</u>に関わる重要事項(施設の活用)</p>
<p>第10条 区は、足立区文化芸術劇場条例(平成15年足立区条例第57号)に規定する文化芸術劇場及び足立区西新井文化ホール条例(平成5年足立区条</p>	<p>第10条 区は、足立区文化芸術劇場条例(平成15年足立区条例第57号)に規定する文化芸術劇場及び足立区西新井文化ホール条例(平成5年足立区条</p>

改正前	改正後
<p>例第55号)に規定する西新井文化ホールの施設において、文化芸術活動が積極的に展開されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>例第55号)に規定する西新井文化ホールの施設において、文化芸術活動が積極的に展開されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>
<p>2 区は、区民等に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、学校教育施設、社会教育施設その他の施設の利用を促進するために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>2 区は、区民等に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、学校教育施設、社会教育施設その他の施設の利用を促進するために必要な施策を講ずるものとする。</p>
<p>(財政上の措置)</p>	<p>(財政上の措置)</p>
<p>第11条 区は、<u>文化芸術振興施策</u>を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>第11条 区は、<u>文化芸術関連施策</u>を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p>(支援及び助成)</p>	<p>(支援及び助成)</p>
<p>第12条 区は、区民等の行う文化芸術活動に関し、必要な支援及び助成を行うことができる。</p>	<p>第12条 区は、区民等の行う文化芸術活動に関し、必要な支援及び助成を行うことができる。</p>
<p>(顕彰)</p>	<p>(顕彰)</p>
<p>第13条 区は、優れた文化芸術活動及び<u>文化芸術活動</u>の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。</p>	<p>第13条 区は、優れた文化芸術活動及び<u>文化芸術</u>の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。</p>
<p>(運用上の留意)</p>	<p>(運用上の留意)</p>
<p>第14条 区は、この条例の運用に当たっては、文化芸術活動に介入し、又は干渉することのないよう十分留意しなければならない。</p>	<p>第14条 区は、この条例の運用に当たっては、文化芸術活動に介入し、又は干渉することのないよう十分留意しなければならない。</p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p>
	<p style="text-align: center;">付 則 (令和 年 月 日条例第 号) <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>